## 川島国委員の質疑及び答弁

**瘧師副委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

川島委員。あなたの持ち時間は60分であります。

川島委員 自民党議員会の川島です。よろしくお願いいたします。

まずもって、長引くコロナ禍にあって、必死に頑張っておられる エッセンシャルワーカーの皆さん、営業の自由や移動の自由、社会 経済活動の自由を制限されている全ての皆様に対して、ねぎらいと お見舞いを申し上げます。

このような厳しい状況の中で開催されました東京オリンピック・パラリンピックにおいて、見事、優秀な成績を収められ、県民栄誉賞を受賞されました選手の皆様には、心よりお祝いを申し上げます。特に、パラスポーツにおける選手の皆さんの神業のような活躍には、人間の無限の可能性を感じ、多くの県民が勇気と希望を与えられたものと思います。

今回の質問では、この厳しいコロナ禍を乗り越えて、県民に希望を与える政策を打ち出してほしいという願いを込めまして、順次、質問していきたいと存じます。

新型コロナ第1波から1年半もの長い時間を、様々な制限の中で 我々は生活しておりますが、コロナウイルスはゼロにはならないん だというウイズコロナ、安全な形でのウイルスとの共存を掲げてき ました。

しかしながら、急速な感染拡大の状況や行動制限の慣れみたいな

ものもあってか、極端な安全策とも言える状況が見受けられ、本議会一般質問においても、同僚議員からコロナ禍における公共施設の運用の在り方について議論があったところであります。

新田知事は、出口戦略は時期尚早と考えを明らかにされましたが、 私は、出口を見いだす努力は常に模索しなければならないと考えて おりまして、緩和と制限、アクセルとブレーキは医療体制が逼迫せ ぬようバランスよく行い、できるだけ県民が希望を持てる行動緩和 策も常に念頭に置いて、きめ細かく行っていくべきであると考えま す。

そこでお伺いしますが、本県独自のロードマップにおける行動制限とその判断基準について、国の緊急事態宣言解除の判断基準の見直しや新指標の導入を踏まえて、本県においても医療体制への負荷を重視するとともに、出口戦略を見据えたものへの変更が必要と考えますが、知事の見解をお願いいたします。

昨年の8月に、活動再開に向けたロードマップの指標や基準が改 訂されてから1年以上経過するわけですが、デルタ株への移行やワ クチン接種の普及度合い、社会全般のコロナに対する経験値も踏ま え、さらに科学的見地に立ったロードマップが必要と考えます。

大型補正予算措置で改善されてきた医療体制や、宿泊療養施設の 増設なども反映し、県民が希望の持てるロードマップへの改訂を要 望し、答弁を求めます。

新田知事 さきに国の分科会がまとめられました緊急事態措置解除の 考え方では、ワクチン接種が進行していく中で、重症者に比べて軽 症者や中等症者が増加したことを踏まえまして、新規陽性者数の動 向を考慮することは、これはもちろんでありますが、今まで以上に 医療逼迫の状況を重視するという観点から、病床使用率、そして重症病床使用率がステージ4の基準50%を下回ること、入院率が改善傾向にあること、また、重症者数、中等症者数が継続して減少傾向にあることなどの新たな指標が示されました。

一方で、本県のロードマップにおいては、従来からステージ2や 3への移行の際は、入院者数や重症病床稼働率といった医療提供体 制の負荷を重視して判断してきたところです。

また、今年の7月には、県内の医療提供体制の拡充等の状況を踏まえるとともに、社会経済活動への影響も考慮して、入院者数や新規陽性者数など判断指標の基準を見直しました。

引き続き、現行のロードマップに基づき、県内の感染拡大や医療 提供体制の状況を的確に把握し、県民や事業者の皆さんと一丸となって、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んでまいりたい と考えております。

川島委員 ありがとうございます。緩和と制限を明確に、県民に分かりやすい発信に努めるとともに、安全・安心の名の下、いたずらに不安をあおるだけの社会情勢からの脱却を図っていかねばなりません。ぜひともきめ細かい対応をお願いいたします。

次に、ワクチン接種について2点質問いたします。

2回目のワクチン接種後に感染するブレイクスルー感染が、本県においても確認されていることが報告されました。国の発表では、早ければ今年12月からでも、医療従事者から3回目ワクチンの接種を開始していけるとのことでありますが、本県においてはどのような準備をされていくのか。対応できる接種体制の整備や、医療従事者等の確保を視野に入れて取り組む必要があると考えますが、厚生

部長の見解をお願いいたします。

木内厚生部長 ワクチンを2回接種した方の追加接種、いわゆる3回 目接種につきましては、海外の一部の国で既に取組が進んでおりま す。

国におきましても、先週17日より審議会での議論が開始をされたところでありますけれども、先週17日の時点では、追加接種の必要が何らかあるだろうという一方で、対象者がどこまで追加接種をするのかというところについては、諸外国の対応状況も踏まえ判断するということで、まだ方針が明確に示されなかったところです。

委員も御指摘いただいたように、自治体で今後、3回目接種をするということになれば、市町村、県の特設会場も、体制の確保をしていかなければいけないわけでありますけれども、一回縮小した後、またこれを再開するというのは結構労力が要ると考えておりまして、全国知事会の緊急対策本部などでも、県から国に対しまして、3回目接種の方向性、スケジュールなど早急に示していただきたいということを求めております。

まずは、国の検討の動向を注視するということになりますけれど も、必要だということになれば、市町村と連携をしまして、再び必 要な体制を組むということに取り組んでまいります。

川島委員 ありがとうございます。できるだけ早く準備体制を明確に 発信していくことで、県民の安心感の醸成にもつながると考えます ので、よろしくお願いいたします。

私も、ようやく2回目のワクチンを連休前の17日に接種いたしま したが、何の副反応もなく、心地よく、そしてありがたくこの場に 立たせていただいております。 2回目ワクチン接種の普及率は、本県においても65歳以上が9割、 全体でも50%を超え、あとはどれだけ若者にワクチン接種をしても らえるかというところに来ているかと思います。

全国的に見ても様々な工夫がなされ、若者への接種普及を図って おられますが、本県における工夫、取組はどのように進めていくの か。夜間接種の拡充や受験生への優先枠の設置などの取組が必要と 考えますが、厚生部長の見解をお願いいたします。

木内厚生部長 御指摘のありましたとおり、高齢の方の接種はほぼ終 了しつつありまして、あと若年の方にどれだけ接種していただける かというのが全体の接種率に大きく影響してくるところでございま す。

県としましても、これまでのワクチンについてのPRが少しテキストベースのものが多かったということもありまして、今後、動画でありますとか、メディアもSNSなどを活用して情報発信を行ってまいりたいと考えていることと、県政テレビ番組でも広報していきたいと考えております。

さらに、今、御指摘のありました接種機会でも、特設会場の設置期間を11月末まで延長することとしておりますけれども、夜間に接種の枠を設けるということもしておりますし、また各市町村に依頼をしまして、妊娠中の方や、受験生の方に対する優先枠の設定ということもお願いをしまして、多くの市町村で取り組んでいただいているというところでございます。

実は県の特設会場でも、今、確認いたしましたところ、今週末の 25日、26日の予約枠は、まだ空いておりますので、一日も早く多く の方に予約を取って接種をしていただきたいと考えております。 引き続き市町村と連携をして取り組んでまいります。

川島委員 ありがとうございます。コロナ感染症の重篤化を防ぎ、罹患しにくくするワクチンの接種の重要性を広く若者に浸透するように努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

新型コロナ感染者においては、自宅療養を減らし、速やかに医療 を受けられるように体制を整備していくことが急務であります。

先般、県西部の療養体制を強化し、住民の安心感を高めていきたい旨、宿泊療養施設を設置していく発表がありましたが、現時点での検討状況、今後のスケジュールについて、新田知事の答弁をお願いいたします。

新田知事 先ほど来申し上げてきたことの繰り返しになって恐縮ですが、今回の第5波、これは若い世代で軽症の感染者が急増したことが大きな特徴であり、医療現場の負荷を軽減するために、医師の判断の下で、入院は重症化リスクの高い方を優先すると、それ以外の無症状あるいは軽症者の方々は宿泊医療施設または自宅で療養していただくという体制を取っております。

こうした対応を継続して、今後再び感染が拡大する局面において も適切に療養いただくためには、宿泊療養施設のさらなる増設と機 能の拡充が必要であると判断をしております。 3 棟目の開設に必要 な経費を、本 9 月議会に補正予算案を計上させていただいていると ころであります。

3棟目につきましては、県西部の中でもやはり、人口の関係もあり感染者数が比較的多い高岡市内に設置をすることとしております。 現在、速やかに受入れが開始できるか、個室をまとめて確保できるか、汚染区域と清潔区域を明確に区分けできる施設の構造となって いるか、このような観点から施設をリストアップし、地元住民への 説明会などを行っております。

今後、既存の2施設同様、入所者数に応じた常駐の看護職員の確保や医師によるオンコール体制、入所者の急激な症状悪化等に対応できる体制の整備など、10月上旬の開設に向けて着実に準備を進めてまいります。

川島委員 ありがとうございます。10月の上旬に向けて頑張っていただきたいなと思います。やはり速やかに医療とアクセスできる宿泊療養施設の設置は、県民の安心感を大いに高め得るものと考えますので、その周知も含めまして頑張っていただきたいと思います。

今年のお盆からのステージ3によりまして、地域のスポーツ、文 化活動の制限が続いております。先日の本会議においても、県の公 共施設に限らず、市町村の公共施設の運用について多くの疑問が呈 されているところでありますが、私も改善を促したいと思います。

まず、地域におけるスポーツ少年団活動や公民館活動、カルチャースクールなどの文化活動、これらは総じて顔の見える限られた登録参加者の小グループ活動が主でありまして、これまでも感染拡大防止を徹底して安全に活動してきた経過があります。

ボランティアで指導に当たっているスポーツ少年団のコーチからは、不特定多数の人が参加するにもかかわらず、予約のある大会やイベントは公共施設を利用できて、どうして少人数で管理された体制の安全なスポ少の練習が施設利用できないんでしょうかと、多くの使用者から悲痛な声をいただいております。子供たちの健全な成長にとって大事な時期を、何もできない無力感を感じながら過ごしている県内指導者が多く存在するということを、まずは重く受け止

めていただきたいと思います。

その上で、今月13日からのステージ3の延長の中でも、氷見市さんと南砺市さんでは、安全基準を設けた上で社会体育施設の使用制限の緩和を図っております。ぜひとも参考にしていただきまして、「ワンチームとやま」連携推進会議などを通じて、感染拡大防止策を図った上での公共施設の利用制限の緩和を県内市町村に対して促していくべきと考えます。

地域におけるスポーツ活動や文化活動の再開を後押しするため、 感染防止や人員管理ができる少人数の地域団体等については、公共 施設の利用ができるように、きめ細かな対応を取るとともに、市町 村に対しても同様な対応を求めるべきと考えますが、新田知事の見 解をお願いいたします。

新田知事 本県では、警戒レベルのステージ3への引上げに伴いまして、デルタ株の非常に強い感染力を踏まえて、十分な人流抑制を確保する目的で、やむを得ず、体育施設、文化施設等の県営施設を臨時休館としています。

一方で、既に施設利用を予約済みの場合は、十分な感染対策を講じた上で予定どおり利用をいただいており、プロスポーツの興行、また各競技団体の練習会、芸術文化の展覧会のほか、スポーツサークル、文化教室など、小規模な団体の活動でも利用は可能なケースもあります。人流の増加を抑えながらも、県民の皆様のスポーツ、文化活動が停滞しないよう配慮をしてきているところです。

また、例えば、体育施設の場合は臨時休館するに当たっての県の対応について、事前に市町村とも十分に情報共有を図っており、地域によって感染状況などの事情も異なりますので、休館や利用時間

の短縮などの具体的な対応方針については、各市町村で実情に応じて適切に判断しておられるものと理解をしております。

現在は、警戒レベルステージ3を継続しているところでありますが、美術館などの一部施設は入場者数の制限を強化するなど、感染防止対策を一層強化した上で再開しております。ほかの施設につきましても、県内の感染状況も注視しながら、リスクの低いものから順次、開館をしていきたいと考えております。

川島委員 ありがとうございます。今、知事に答弁いただいたことが あまり伝わっていない自治体もあるのかなと感じております。

今、質問させていただいた内容は、基本的には安全な活動、例えば南砺市さんや氷見市さんが緩和されてきましたが、市域を越えて人流が激しくなってそこに集まるという状況も起こっておりますので、バランスよく緩和できる度合いを、ぜひ均等に市町村にお伝えいただきたいなと思います。

同様の趣旨を地域のグラウンド等を管理する市町村教育委員会に もお願いしたいと思いますので、教育長、ぜひともよろしくお願い したいと思います。

副委員長、ここで一括して参考資料とパネル資料の掲示の許可を お願いいたします。

瘧師副委員長 許可いたします。

川島委員 ありがとうございます。長引く新型コロナの影響は、県内中小・小規模企業に対して、いまだかつてないダメージを与え続けております。経営者や社員の努力や能力とは関係のないところで、収入や利益が消失して、言わば自然災害といった外的要因から来る大きな被害が継続的に続いている現状であります。本県としても、

リバイバル補助金など様々な支援策で対応し、再起が図れるような 支援を行っているところであります。

その中でも、コロナ対策・ゼロ金利融資がありますが、参考資料の1を御参照願います。これは県の商工会連合会さんが調べたアンケート調査でありますが、県内事業者の業種別のゼロ金利融資の利用傾向が分かると思います。

まず、制度自体を知らないという事業者が20%もあるということで、これはもう少し周知や情報発信が必要であろうと思います。

ここで注目すべきは、コロナ禍のダメージをまともに受けているであろう対面サービス業である小売業や飲食、宿泊業、サービス業の制度利用が3割から4割程度と意外に少ないという点であります。 先行きの不安が拭えない状況が続いて借り控えし、さらには廃業を見据えているのかと懸念をいたします。

3年間の据置き返済契約の事業者が多いと捉えておりますが、1年半が経過する今なおコロナ禍の収束が見えてこない中、借金が人件費や税金などの必要経費にどんどん溶けていっている現状です。私は災害に伴う特別支援として、疲弊する中小・小規模事業者に対して、税の減免や控除、融資期限の延長など、さらなる救済措置が必要と考えます。

そこで質問ですが、昨年度で終了した実質無利子・無担保融資は、 新型コロナの打撃を受けた中小・小規模企業の経営安定化に少なか らず役割を果たしていると思いますが、これまでの融資実績と返済 が始まるまでの据置期間の状況はどのようになっているのか、商工 労働部長に答弁願います。

布野商工労働部長 昨年5月に創設しました、3年間実質無利子・無

担保の県制度融資、新型コロナウイルス感染症対応資金につきましては、制度創設後におきましても、国の運用改正に呼応いたしまして、融資限度額の拡大、借換え制限の緩和を実施いたしますほか、融資枠につきましても、補正予算対応により3,000億円に順次拡大するなど、融資の実施状況を踏まえて、きめ細かく対応してまいりました。

申込み期限でありました令和3年3月末までの申請に係る融資実績は、昨年7月の申込みは単月で約3,000件でございましたが、これをピークといたしまして、合計1万4,833件、融資総額は2,486億3,000万円に達しました。これは、リーマンショック時の年間融資実績816億円を大きく上回る過去最高の実績となっております。本資金が中小企業の資金繰り対策に相当の役割を果たしているものと考えております。

本資金は、返済開始までの元金据置期間が最大5年間となっております。実際の貸付けにおける据置期間の設定状況については、据置きなし、または1年未満が約42%、1年から3年未満が約19%、3年から4年未満が約34%、4年から5年が約5%となっており、1年未満の据置きが最も多く、次いで3年から4年未満の据置きとなっております。

川島委員 ありがとうございます。1年未満の据置きが多いということで、もう返済が始まっておるということでありまして、長引くコロナ不況を乗り越えようと多くの事業者が制度利用しておられる状況が分かります。

据置期限も刻一刻と迫っておる状況もありまして、その分、経営者さんの不安は増大していると捉えておりますので、さらなる救済

策の発動をお願いしたいと存じます。

そのような観点から、次の質問をいたします。

無利子・無担保融資によって何とか窮状をしのいでいる事業者は、 返済開始によって事業継続に支障を来すことが想定されますが、現 状をどのように認識し対応していくのか、商工労働部長の見解をお 願いいたします。

返済が始まれば、そうした事業者が一気に増加することも懸念され、経営状況や返済の先行きを見据えた対応が必要であろうかと思いますので、その点も踏まえて答弁を願います。

布野商工労働部長 据置きなし、または1年未満の据置きが融資件数 全体の約4割を占めており、今年7月末時点で約7,300件、全体の 5割程度で返済が開始されております。

日頃から情報共有いただいております県信用保証協会、金融機関に改めて確認をいたしましたところ、現時点で一定数の相談はあるものの、返済状況に大きな影響があるものはないとお聞きはしております。

しかし、まん延防止等重点措置の適用など、新型コロナ感染症の 県内経済の影響は長期化しております。委員御指摘のとおり、引き 続き返済開始に伴う事業継続への影響等も含め、緊張感を持って注 視していく必要があると考えております。

こうした状況の中で、県では全国知事会と連携して、条件変更等を含めた金融機関の円滑な資金供給について再三、国へ働きかけております。去る9月10日には、国から全国の金融機関、信用保証協会等に対しまして、事業者の実情に応じた資金繰り支援等の徹底について通知がなされ、据置期間の延長などの柔軟な対応等が求めら

れております。

また、県独自の制度融資、新型コロナ対策枠の継続、そして県補助により保証料ゼロのビヨンドコロナ応援資金等による資金面での手当てをしておりますが、それに加えて、中小企業リバイバル補助金やミニリバイバル補助金等により、事業再建、成長発展を後押ししているところであります。

地域産業支援課では、事業者から直接受け付ける金融相談窓口も 設けております。引き続き、国や市町村、消防団体、金融機関等と 密接に連携して、また、国の動向等もよく見極めながら、事業者へ の迅速かつ円滑な資金繰り支援に万全を期してまいります。

川島委員 ありがとうございます。ぜひともきめ細かい対応をお願い したいと思います。廃業の後押しにならないように、ぜひ目を見張 らせてお願いしたいなと思います。

特に、多くの雇用を守って、経費負担も大きい飲食業や観光業、 そしてタクシー、代行業さんにとっては非常に苦しい状況が続いて おるかと思います。このような事業者に対して、希望を与える対応 や施策をさらに踏み込んで講じていただきたいと重ねてお願いを申 し上げます。ありがとうございます。

県民に希望を与える規制緩和の推進について質問いたします。

午前中、大門委員からも規制緩和の重要性について質問があり、 重なるところもあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

新田知事就任から、はや1年を迎えようとしております。民間経営者出身の新田さんとしては、県庁の中におられて、さぞや首をかしげるようなことが多々あろうかと存じます。様々な規制やルール、伝統から成る慣習など、肩が凝ることも多いことかと心中をお察し

申し上げます。

変えてはいけないものと、時代に合わせて積極的な変化を創造していくこと、この令和の時代にあって精査しなければならない極めて大事なことであろうと考えます。

デジタル化を急速に進めていくために、アフターコロナに則した 地域社会経済を再構築していくために、これまでの昭和、平成時代 に積み上げてきた規制を見直し、積極果敢に変えるべき規制を見い だしていくことが必要であります。

地方行政は、基本的には法の番人の集まりでありまして、中央官庁から下りてくる省令や通知、通達といった制度運用上の規則については、疑問は感じたとしても、それを遂行することが、当たり前ですが仕事であります。この規則や規制において、それを変更したり緩和したりすることは、よほどでない限り致さないのではないかと思うわけであります。

しかしながら、この規則や規制自体が民間の経済活動を阻害したり、地方行政の業務を硬直化させたりしているのも事実であります。 縦割り110番に代表される規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの取組は、民間の経済活動はもとより、国民生活の改善、地方公共団体の業務改善に至るまで多岐にわたり、時代に合わせた規制改革を進めております。

行政文書の押印廃止を皮切りに、本年9月現在までで73事業に係る規制改革を打ち出しており、中には面白いもので、三重県からの要請に応える形で、空飛ぶ車、これは大型のドローンかと捉えますが、この実現に向けた制度の整備が国交省の協力の下、進んでいるそうであります。

具体に一例を挙げますと、これまでは厚労省の通知1本で、駅前ロッカーを利用したクリーニングの受渡しはできませんでした。本年4月の規制緩和により、24時間クリーニングの受渡しが便利な駅前ロッカーで可能となり、福岡市では独自基準を設けてスタートしております。選ばれる地域としての付加価値を高める取組と言えます。

そこでお伺いしますが、国の規制改革の取組を背景に、本県においては、どのような規制改革が県民生活の向上や行政事務事業の改善につながっていると評価するのか、知事政策局長の見解をお願いいたします。

三牧知事政策局長 委員御紹介の規制改革・行政改革担当大臣直轄チームでは、広く国民の声を集めるホットライン、いわゆる縦割り 110番等に寄せられる提案や要望に対し、大臣の直接の指揮により 制度を所管する全省庁を巻き込みまして、御紹介が幾つかありましたけど、多種多様な規制緩和を今、推進していると認識してございます。

富山県といたしましても、その動きを注視して、その成果を活用していくというスタンスでおりまして、例えば、地方公共団体の業務改善の分野におきましては、行政手続の押印の見直し、学校運営、研究活動の改善の分野では、教育現場におけるオンライン教育の活用と創意工夫の促進、3つ目の民間の経済活動、国民生活の改善分野としては、地方税のクレジットカード納付の際の納税証明書の即時発行等をはじめとした、デジタル化やキャッシュレス化の推進により、県民生活の向上や行政事務事業の改善につなげております。

こうした時代や社会の変化に対して合わなくなった規制や制度を、

国民や事業者の目線から集めたニーズに基づいて改革していく手法 につきましては成果が実際に上がっておりまして、一定の効果があ ると考えてございます。

一方で、今回の取組は全国一律で進めていますものですから、地域によってはニーズのないものもございまして、提言の対応について、今後どのように進めていくかという点については、今後の課題であると認識してございます。

県では、「富山県成長戦略中間とりまとめ」におきましても、国の特区制度なども活用して規制改革を行うことを掲げております。 先ほど大門委員の質疑にも御回答させていただきましたが、富山県のそうした地域の実情や、県民、事業者のニーズをしっかりと把握していくと。そこがやはり規制緩和の推進に一番大事かと考えてございますので、こうした国の取組についても参考にしながら、スピード感を持って進めてまいりたいと考えてございます。

川島委員 ありがとうございます。ぜひ頑張って進めていただきたいと思います。

次に、土木部長にお伺いいたします。

新型コロナの影響もあり、テレワークが普及する中、住宅地におけるシェアオフィスの立地を進めるため、国交省から許可手続についての技術的助言の発出がなされました。この規制改革は、大都市からの企業移転やサテライトオフィス誘致を進める上でも効果が期待できる取組であります。

本県においても円滑な許可手続が求められると考えますが、規制 緩和を受けた許可等の状況はどのようになっているのか答弁願いま す。 **江幡土木部長** 建築基準法では、第一種低層住居専用地域等の住宅地におきまして、良好な住居の環境を保護するため、御指摘のシェアオフィスを含む事務所等の立地が制限されておりますが、特定行政庁が有識者で構成される建築審査会の同意を得て許可した場合は立地が可能となっております。しかしながら、これまではこうした特例許可の基準が明確ではなかった部分がございました。

こうした中、委員から御紹介いただきましたが、今年の6月にシェアオフィスやテレワークスペースに関する国の技術的助言が発出されまして、立地環境や騒音、道路交通などの状況を総合的に判断して、良好な住居の環境を害するおそれがないだろうと認められるものは許可の対象とされたところであります。

県内ではこれまでのところ、こうした相談例や許可案件はございませんが、在宅勤務が推進される中、居住地に近い地域においてもシェアオフィス等が立地されることに意義があるものと考えております。

今後、具体的な相談や申請があれば、建築審査会の意見も伺いながら、国の技術的助言に基づいて適切に判断してまいります。

川島委員 ありがとうございます。6月25日付で発出されているということであります。県全体でのシェアオフィスを迎え入れていくという構えでありますので、ぜひ自治体への周知、積極的な運用をよろしくお願いしたいと思います。

この項の最後に、新田知事にお伺いします。

コロナ禍を乗り越え、本県の成長戦略を着実に進め、県民に希望を与えるウエルビーイングな富山県にしていくためには、昭和、平成時代に積み上げてきた規制を一旦見直し、英知と情熱を持って積

極的な変化を創造していくことが必須であります。

急速なデジタル化の進展や新型コロナによる生活様式の変化に対応するため、多くの分野で法規制の緩和や改革が求められることを捉え、新田知事の能動的なリーダーシップの下、どのような規制改革や規制緩和が必要と考えるのか、見解をお願いいたします。

新田知事 先ほど大門委員からの御質問に対し、知事政策局長からもお答え申し上げたところですが、本県の持続的な成長に向けては、民間企業の大胆な投資、新規事業の創出を推進する観点からも、状況に応じて様々な事業や活動における障壁を規制緩和により柔軟に対応し、イノベーションを促していくことが大切だと考えています。このため、今年度、官民連携・規制緩和推進課を設置しました。この課がワンストップ窓口として、知見やネットワークをここに集積し、各部局と連携をしながら官民連携や新たな挑戦を進めていきたいと考えます。

特にビョンドコロナを見据えて、重点分野としては、県民、事業者のサービス向上に向けたDXの推進、また、世界的な潮流に対応していくカーボンニュートラル、SDGsの推進、さらに、新たな産業を生み出すベンチャー企業の育成等に取り組んでおります。こうした重点分野の推進のためにも規制緩和を効果的に使っていく必要があります。

具体的には、「富山県成長戦略中間とりまとめ」では、新産業戦略の施策として、自動運転やドローン、医療や介護など世界的企業が技術革新と社会実装で競争している分野で国の特区制度なども活用して規制緩和を行い、実証実験の積極的な誘致を進め、実証実験立県富山を標榜して、日本中、世界中の革新的な企業の投資を呼び

込むことを掲げています。

今後、各政策分野で事業者や県民からのニーズ把握にも努めて、 制度上の支障に対しては、まずは既存の法制度の中でとことん挑戦 をし、それでも壁がある場合には、国に対して要望、提言を行い、 規制緩和を求めていきたいと考えております。

川島委員 ありがとうございます。ぜひとも新田知事におかれましては、既存の規制を見直して、日々改善を図っていくことが民間出身知事の真骨頂であると、議会にも見えるように取り組んでいただきたく、重ねてお願いを申し上げます。

県民に希望を与える中山間地域創生総合戦略について質問いたします。

これまでも折に触れまして、山が荒れれば川が荒れ、川が荒れれば海荒れると、本県の7割を占める山林、中山間地域の本県における重要性を訴えてまいりました。

朝の連続ドラマ「おかえりモネ」が、このことを証明しているように感じております。過疎化が急速に進展する本県中山間地域の持続可能な在り方に、何か特効薬はないものかと日々考えるものであります。

本年3月末で期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法は、過疎 地域の持続的発展の支援に関する特別措置法として法改正が行われ、 それに伴い、本県においても、富山県過疎地域持続的発展方針が取 りまとめられたところであります。

昭和45年に議員立法として最初に制定された過疎地域対策緊急措置法から51年が経過し、過疎4法として政策の拡充を図りながら現在に至るわけでありますが、その名のとおり、50年以上も前から過

疎対策は緊急措置が必要な状況でありまして、法の実効性がどの程度あったのか、現状に見る中山間地域の営みに触れるにつけて深く感じ入るものがあります。

そこで質問ですが、これまで県が進めてきた過疎地域等の持続的な発展を図る取組の評価と今後の取組方針について、地方創生局長に答弁願います。

助野地方創生局長 富山県過疎地域持続的発展方針は、過疎法の規定によりまして、県の過疎地域等の持続的発展のための対策の大綱として、また、過疎地域等の市町が自らの持続的発展計画を定める際の指針として策定したものでございます。

御紹介がありましたように、昭和45年以来、5次にわたる過疎対 策法制定の都度、県はこの方針を策定しまして、過疎市町において は過疎計画を策定されて、過疎対策に取り組んできたところでござ います。

これまでの過疎対策は、例えば、高規格道路や県道等道路網の整備によります冬期間の交通途絶の解消、それから、6次産業化の拠点施設の整備による新たな特産品の創出等による地域産業の振興、観光拠点施設の整備等による地域内外との交流人口の拡大、下水道簡易水道施設の整備、義務教育学校や学校給食センターの整備による生活、教育環境の向上など、一定の成果があったと考えております。

新たな方針でございますが、過疎地域の持続的発展のために実施すべき事項としまして、これまでの産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備といった事項に加えまして、近年における移住者の増加や革新的な技術の創出などの過疎地域の課題解決に資する

動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成を図る、こういう目的のために、新たに移住・定住、地域における情報化、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用の推進といった事項を加えまして、重点的に取り組むこととしております。

今後、この新たな方針の下、県、過疎市町において策定します過疎計画に基づきまして、地域の実情も踏まえながら、過疎市町と連携し、過疎地域等の持続的発展に向けしっかりと取り組んでまいります。

川島委員 ありがとうございます。先んじて我々自民党議員会の提出により、議員立法から成る県条例を制定し、それに基づく中山間地域創生総合戦略を目下、重点的に取り組んでいただいております。

過疎法改正により、さらに踏み込んだ中山間地域創生総合戦略への取組が期待されるところでありますが、まずは総合戦略に基づく現状の取組内容と、増員して4名となった地域コンシェルジュの活動状況について、地方創生局長の答弁をお願いいたします。

助野地方創生局長 中山間地域創生総合戦略では、地域のコミュニティーの再生、人口の安定及び地域の保全、地域経済の活性化促進、若者等の所得の増大、生活に必要不可欠なサービスの確保の3つの観点から、34の具体的施策に取り組んでおります。

具体的には、例えば住民主体の地域づくりを進めるため、1つには、地域住民が将来像を話し合う地域の話合いへの支援や、2つには、地域が団体等と連携して行う試行的な取組への支援などに取り組んでいるところでございます。このほか、さらに今年度は、3つ目としまして、ドローンを活用した食料品などの配送の可能性を検討する実証実験、4つ目としまして、民間提案を生かした買物サー

ビスへの支援など、こういったような新たな取組も充実させたとこ ろでございます。

また、今年度1名から4名へ増員していただきました地域コンシェルジュにつきましては、従来の取組に加えまして、各コンシェルジュの地域や経験を生かして、農業支援や移住・定住支援といった専門的な業務にも活動の幅を広げることが可能となりました。

具体的には、これまでに、例えば、県内23地域に対して話合いの実施を働きかけ、実施に至った7地域のワークショップの運営等の支援、それから、本県の中山間地域のファンを増やすため、SNSを活用し、週1回のペースで魅力的な風景や人物等の情報発信、さらには、中山間地域チャレンジ支援事業により農業の活性化に取り組む4つの地域に対して、加工品の開発等に関する情報を提供、また、12市町の協力の下、地域おこし協力隊27名に対して現地ヒアリングを実施しておりまして、その定住に向けた意見や要望を聞き取るといったような取組を実施していただいて、コロナ禍での対面の活動が困難な状況においても、現場重視の支援活動を実施しているところでございます。

## 川島委員 ありがとうございます。

ここで、参考資料の2を御参照願います。これは、全国的に過疎 化が進む都道府県、ここでは北海道と3県でありますが、先進的な 取組と今後の過疎対策における県の役割を示しています。総じて、 基礎自治体だけでは対応が困難であるとして、人的支援も含めて、 県が積極的に過疎対策に乗り出していることが分かります。役割の 部分であります。

特に御注目いただきたいのが高知県でありまして、現状の取組と

して県職員、これは地域支援企画員と申しますが、市町村ごとに2 名程度配置して、自治体と一体となって過疎対策に取り組んでおられます。高知県は、全国平均よりも過疎化が10年先を進んでいるということを前提として、高い危機意識の下、取り組んでおられます。

一方、富山県では、今回の質問作成に当たって分かったのですが、 10年先の中山間地域の将来人口推計を持ち合わせていないという現 状がありまして、やはり戦略を持って対策を図っていく上では、高 い危機意識を持って将来ビジョンを立て、県民に希望を与える中山 間地域創生総合戦略でなければならないと考えます。

過疎対策に積極的に取り組む高知県を参考に、急速な少子高齢化、 人口減少に対応していく取組をさらに強化すべきと提言しますが、 地方創生局長の見解をお願いいたします。

助野地方創生局長 御紹介いただきました高知県でございますけれど も、地域のニーズや思いを酌み取り、県の情報を伝え、県民の声を 県政に反映させる等の目的で、県職員が地域支援企画員として市町 村役場等に駐在しており、今年度は県内全市町村に57名が配置され ていると伺っております。

高知県は市町村の数が34と、この規模の県としては比較的多く、また、県庁から遠い市町村への移動には2時間超を要すとのことでございますけれども、本県の場合は市町村の数が15と少なく、コンパクトな県土で、県庁から一番遠い市町村庁舎でも1時間程度で移動が可能であるといったことなど、物理的に地域や市町村との連携が図りやすいことなどから高知県とは事情が異なりまして、現時点で各市町村に職員を配置する、こういった制度の必要性は今のところ低いのではないかと考えております。

しかしながら、過疎地域をはじめ中山間地域の活性化に当たりまして、地域や市町村との連携やきめ細かな意思疎通が重要であることは、本県ももちろん同様でございます。

このため県では、県庁内に中山間地域の課題解決のためのワンストップ型相談窓口であります中山間地域サポートセンターを設置いたしますとともに、県内4つの農林振興センター内にパートナーシップ推進デスクを設置いたしまして、各所属の県職員や地域コンシェルジュが連携して地域づくりや地域課題の解決を支援する体制を構築しております。

先ほども申し上げましたが、今年度、地域コンシェルジュの増員を認めていただきました。こういったようなことなど、地域や市町村との連携を図ったところでありますけれども、ほかの自治体の事例なども参考に、今後とも中山間地域の振興に向けた取組の充実に努めてまいります。

川島委員 ありがとうございます。70歳、80歳以上の方で集落の運営を行っているという現状を見ておりますと、今ほどの答弁では非常に納得のいかないところがありますが、高知県、50名以上のマンパワーの支援があるというこの安心感は地域にとっては全然違うと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいなと思います。山がこれ以上荒れぬよう、さらなる政策の展開をお願いしたいと思います。

おかげさまで、本年初めて、高岡市に中山間地域の地域おこし協力隊員が1名、赴任されることとなりました。県当局のサポートに深く感謝を申し上げます。

これまでも、地域おこし協力隊制度は非常に有効であって、さらなる拡充を図ってほしいと要望をし続けてまいりましたので、でき

れば毎年10名ほど受け入れられるように、引き続きサポートのほどよろしくお願いを申し上げます。

最後の質問に入ります。

参考資料の3を御参照願います。

既に新聞報道において発表されておりますが、かつて県営施設で ありました、とやま・ふくおか家族旅行村についてであります。

今年度、高岡市から10年間の契約で、株式会社北陸ミサワホームに運営移管されまして、本年10月を目途に、天然温泉、温浴施設がリニューアルオープンする予定となっております。県内のオリジナルアウトドアブランドや関連業者と提携して、北陸随一のアウトドアと温泉宿を兼ね備えた一大リゾート地を目指すとされています。

それだけではなく、参考資料にありますように、14万ヘクタール以上の広大な公有地を活用して、例えば、五位ダム湖を活用した水上アクティビティーやトレーラーサウナ、無人自動車 e パレットの導入や、ドジョウ養殖など山地養殖事業など、非常にわくわくする夢のある将来構想を掲げておられます。

特徴的なのは、SDGs時代を捉え、この下部分にありますが、アルミ水素を活用した未来型ゼロエネルギー化事業として展開していきたいとのことで、先般、高岡市に本社のあるアルハイテック株式会社と業務提携されたと聞いております。水素エネルギーの魅力を実体験できる温浴施設として、新たな本県の魅力向上につながるものと考えます。

スタートアップ前の構想の段階ではありますが、将来的に廃アルミを活用した水素エネルギーを基軸とする中山間地域におけるSDGsのモデル拠点を目指しており、本県の成長戦略のロールモデル

として応援していただきたいと存じます。

経産省や環境省など、国の有利な支援策につなげるなどして、県 としても部局横断的かつ総合的に支援していくべきと考えますが、 新田知事の見解をお願いいたします。

新田知事 高岡市にあります、とやま・ふくおか家族旅行村については、官民連携による地域振興施設活用事業ということで、今年度、民間事業者に建物、土地を無償貸与し、施設の利活用による新たな魅力創出を図ることで、地域の活性化に取り組んでおられると理解をしております。

この施設では、高岡市のベンチャー企業アルハイテックさんが、 県産業技術研究開発センターなどの支援を受けて開発したアルミ廃 棄物から水素を生成する技術を活用し、この施設で使うお湯を水素 で沸かすプロジェクトに参画されるということで、循環型社会に向 けて大変意欲的な取組だと受け止めています。

本県ではこれまでも、中山間地域の振興を図るため、ワンストップ型の相談窓口である中山間地域サポートセンターを設置し、県職員、地域コンシェルジュが市町村職員と連携をして、地域からの相談や要望などに部局横断的に対応してきました。

川島委員御紹介のこのプロジェクトについても、今後、地元地域や高岡市からの御相談や要望に対応して、地域の話合いや、地域が企業などと連携して行う試行的な取組への支援を行います。また、アルミや水素の活用に係る技術面では、県産業技術研究開発センターが引き続き相談に応じます。中山間地域の振興に向けて、このように部局横断的な支援ができるように進めてまいります。

川島委員 ありがとうございます。非常に前向きな答弁をいただきま

して、ぜひ包括的に応援いただければ、このコロナ禍で頑張っている民間事業者、非常に心強いと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

時間に余裕がありますので、最後に一言申し上げたいなと思います。

今回、県民に希望を与える本県の政策ということで質問させていただきました。実は、知事の答弁の中にもありましたが、新型コロナから生まれたイノベーションというのが身近にありまして、それはこのマスクであります。第1波のときは菅マスクでありまして、筋肉マンのロビンマスクみたいな感じで不格好でありましたが、これ、バージョン7でありまして、進化と改良を重ねて菅チップが入っております。防虫、防疫、抗菌に効果がある菅ということで、第1波のときも、去年も、ぜひとも県の産業技術研究開発センターにおいて機能拡充されましたすばらしい施設で、菅の抗菌の効能というものをぜひ裏づけられるように研究を図ってほしいとお願いをしていたところであります。

これがもし非常に裏づけされる抗菌効果があるとすれば、医薬品などさらなる拡大が図れるなという思いもありまして、商工労働部長に最後にお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

**瘧師副委員長** 川島委員の質疑は以上で終了しました。

暫時休憩いたします。

休憩時間は10分間といたします。

午後3時17分休憩